

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	別紙のとおり
改正理由	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、一定の非常勤職員について育児休業をすることができることとなったこと等に伴い、非常勤職員の育児休業に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う必要がある。</p>
案と予算 措置との 関係	なし
備 考	

- 1 育児休業をすることができない職員に、次の職員を加える。
 - (1) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例第4条第3項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員
 - (2) 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員
 - ア 次のいずれにも該当する非常勤職員
 - (ア) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員
 - (イ) 子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（1歳到達日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了すること等が明らかである非常勤職員を除く。）
 - (ウ) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員
 - イ 2(3)に該当する非常勤職員（1歳到達日（育児休業の期間の末日とされた日が1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）
 - ウ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
- 2 非常勤職員が育児休業をすることができる期間の末日は、次のとおりとする。
 - (1) (2)及び(3)に掲げる場合以外の場合 1歳到達日
 - (2) 非常勤職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）その他の法律の規定による育児休業（以下「県等育児休業」という。）をしている場合において育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が、1歳到達日の翌日後である場合又は当該県等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日

とされた日から起算して育児休業等可能日数（子の出生の日から1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法第65条第1項又は第2項の規定により勤務しなかった日数と育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

- (3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が(2)に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が(2)若しくはこれに相当する場合に該当してする県等育児休業の期間の末日とされた日が1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該県等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（1歳到達日後において(3)に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次のいずれにも該当するとき 1歳6か月に達する日

ア 当該非常勤職員が1歳到達日（育児休業の期間の末日とされた日が1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が1歳到達日（県等育児休業の期間の末日とされた日が1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において県等育児休業をしている場合

イ 1歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

3 再度の育児休業をすることができる特別の事情に、次の事情を加える。

(1) 2(3)に該当すること。

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間

の初日とする育児休業をしようとする事。

4 部分休業をすることができない職員は、次に掲げる職員とする。

(1) 育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員

(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

ア 特定職に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員

イ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

5 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

6 その他規定の整備を行う。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年岡山県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年岡山県条例第三十五号）第四条第三項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員

四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員

イ 次のいずれにも該当する非常勤職員

(1) 任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

(2) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員（当該子の一歳到達日から一年を経過する日まで間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。）

(3) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

ロ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子の一歳到達日（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条の二を第二条の三とし、第二条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める日）

第二条の二 育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子の一歳到達日

二 非常勤職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下この条において「県等

育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の期間の初日とされた日が、当該子の一歳到達日の翌日後である場合又は当該県等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が一歳二か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の一歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)

- 三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする県等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合)にあつては、当該末日とされた日(当該育児休業の期間の末日とされた日と当該県等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六か月に達する日
- イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合)にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日(当該配偶者がする県等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合)にあつては、当該末日とされた日)において県等育児休業をしている場合
- ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第三条に次の二号を加える。

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用され

ることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする事。

第九条第二項中「が一歳に達した日」を「の一歳到達日」に改める。

第二十条中「（平成十五年岡山県条例第三十五号）」を削る。

第二十三条の見出し中「する」を「請求する」に改め、同条中「育児短時間勤務職員等」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第一項において「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

第二十四条第一項中「勤務時間」の下に「（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）」を加え、同条第二項中「いう」の下に「。以下この条において「育児時間」という」を、「職員」の下に「（非常勤職員を除く。）」を加え、「当該特別休暇の」を「当該育児時間を承認されている」に改め、同条に次の一項を加える。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間を承認されている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正により、一定の非常勤職員について育児休業をすることができるとなったこと等に伴い、非常勤職員の育児休業に關し必要な事項を定める等所要の改正を行う必要がある。

職員の育児休業等に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二略</p> <p>三 一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)第四条第三項の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員</p> <p>四 次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p>イ 次のいずれにも該当する非常勤職員</p> <p>(1) 任命権者を同じくする職(以下「特定職」という。)に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員</p> <p>(2) その養育する子が一歳に達する日(以下「一歳到達日」という。)を超えて特定職に引き続き在職することが見込まれる非常勤職員(当該子の一歳到達日から一年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと及び特定職に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員を除く。</p> <p>(3) 勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</p> <p>ロ 次条第三号に掲げる場合に該当する非常勤職員(その養育する子の一歳到達日(当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)において育児休業をしている非常勤</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第二条 育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>一・二略</p>

職員に限る。)

ハ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしてい
る非常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期
が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用される
ことに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日
を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める日)

第二条の二 育児休業法第二条第一項に規定する条例で定める日は、次の
各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。

一 次号及び第三号に掲げる場合以外の場合 非常勤職員の養育する子
の一歳到達日

二 非常勤職員の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係
と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が当該非常勤職員の養育
する子の一歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するた
めに育児休業法その他の法律の規定による育児休業(以下この条にお
いて「県等育児休業」という。)をしている場合において当該非常勤
職員が当該子について育児休業をしようとする場合(当該育児休業の
期間の初日とされた日が、当該子の一歳到達日の翌日後である場合又
は当該県等育児休業の期間の初日前である場合を除く。) 当該子が
一歳二か月に達する日(当該日が当該育児休業の期間の初日とされた
日から起算して育児休業等可能日数(当該子の出生の日から当該子の
一歳到達日までの日数をいう。)から育児休業等取得日数(当該子の
出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法(昭和二十二年法律第四十
九号)第六十五条第一項又は第二項の規定により勤務しなかつた日数
と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。)を差
し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日

三 一歳から一歳六か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする県等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該県等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしていない非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子が一歳六か月に達する日

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の一歳到達日（当該配偶者がする県等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において県等育児休業をしている場合

ロ 当該子の一歳到達日後の期間について育児休業をすることが継続的な勤務のために特に必要と認められる場合として人事委員会規則で定める場合に該当する場合

第二条の三 略

第二条の二 略

(育児休業法第二条第一項ただし書に規定する条例で定める特別の事情)

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 五略

六 第二条の二第三号に掲げる場合に該当すること。

七 その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第九条 1略

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子の一歳到達日の属する月までの期間に限る。)についての退職手当条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

(育児短時間勤務をしている一般職の任期付職員の給料の取扱い)

第二十条 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例第七条の規定の適用については、同条第二項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。))を乗じて得た額とする」と、同条第三項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額」とする。

(育児休業法第二条第一項ただし書に規定する条例で定める特別の事情)

第三条 育児休業法第二条第一項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

一 五略

(育児休業をした職員の退職手当の取扱い)

第九条 1略

2 育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が一歳に達した日の属する月までの期間に限る。)についての退職手当条例第七条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数」とあるのは、「その月数の三分の一に相当する月数」とする。

(育児短時間勤務をしている一般職の任期付職員の給料の取扱い)

第二十条 育児短時間勤務職員等についての一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十五年岡山県条例第三十五号)第七条の規定の適用については、同条第二項中「決定する」とあるのは「決定するものとし、その者の給料月額は、その者の受ける号給に応じた額に、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数(次項において「算出率」という。))を乗じて得た額とする」と、同条第三項中「相当する額」とあるのは「相当する額に算出率を乗じて得た額」とする。

(部分休業を請求することができない職員)

第二十三条 育児休業法第十九条第一項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一 育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員

二 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条第一項において「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

イ 特定職に引き続き在職した期間が一年以上である非常勤職員

ロ 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員

(部分休業の承認)

第二十四条 部分休業の承認は、正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）にあつては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について特別休暇（勤務時間条例第六条に規定する特別休暇をいう。以下この条において「育児時間」という。）を承認されている職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、一日につき、当該非常勤職員について一日につき定められた勤務時間から五時間四十五分を減じた時間を超えない範囲内（当該非常勤職員が育児時間を承認され

とする。

(部分休業をすることができない職員)

第二十三条 育児休業法第十九条第一項に規定する条例で定める職員は、育児短時間勤務職員等とする。

(部分休業の承認)

第二十四条 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、三十分を単位として行うものとする。

2 三歳に満たない子を養育するため一日の勤務時間の一部について特別休暇（勤務時間条例第六条に規定する特別休暇をいう。）を承認されている職員に対する部分休業の承認については、一日につき二時間から当該特別休暇の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。

ている場合にあつては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、二時間か
ら当該育児時間を承認されている時間を減じた時間を超えない範囲内で
行うものとする。